

ひだまり便り

第59号〈平成31年1月号〉 特定非営利活動法人 ひだまり 理事長 平井紳一

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉市稲毛区長沼町 3 2 番地 TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail...hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ・・・ https://www.hidamari.or.jp

理事長より

ひだまり理事長 平井紳一

皆様新年明けましておめでとうございます。

今年も良い年でありますように祈願致しております。

原点に振り返ってみますと、当法人は 平成 15 年母親が中心と なってレスパイトサービスをするために"いるかの会"として発足し、 その後 NPO 法人ひだまりとして設立されました。ご家庭に用事があ る時、安心して一時預かってもらえる所、小回りの利く所が必要でし た。そこで NPO ひだまり"メープルリーフ"の名称で、障害者総合支 援法に基づく障害福祉サービス事業体制を整え、行動援護、移動 支援、居宅介護を行ってきました。その理念として、"障害者本人の 権利擁護を大切にして、出来るだけ喜んでいただける支援をするこ



と"を掲げています。従っていつも障害者本人の目線で何が最適かを考えながらサービスを提供 していきたいと思います。更に契約者の皆様のご希望に対応出来るように規模の拡充も必要です。 今年の課題としては、何としても人材の確保によるサービス量の拡大と、ご本人に喜んでいただ ける支援(サービスの質)の向上に取り組んでまいりたいと考えています。

また当法人では、成年後見人制度の勉強会、最近では親の準備した財産を安心して残せる様、 家族信託の仕組みの勉強会や実践の推進、父の樹会の委託を受けて親の高齢化による子供の 将来の相談、その他よろず相談も行っております。是非ご利用頂きお役に立てれば嬉しく思いま す。今年も宜しくお願い致します。

NPO ひだまりは、これまでの活動実績や賛助会員数が評価され、平成 27 年 3 月に千葉市より"認 定NPO法人"の認証を受けました。千葉市にあるNPO356 法人の中でこの認定を受けている団体は 現在7法人のみで、当法人としては大変有難く名誉なことで、日頃の皆様のご支援に感謝しておりま す。しかし、来年3月の認定法人更新の時期を控え、更新の条件:「過去5年間の平均賛助会員数」 が認定基準を下回っています。そこで、当法人の理念、活動に賛同される方は、この機会に賛助会 員にご加入頂ければ大変有難く存じます。

ご協力いただける方は、ひだまり事務所までご連絡ください。

連絡先 : ひだまり事務所 田川 ・ 久保井 Tel: 043-258-8604

親なきあとの財産管理を考える~家族信託~

NPO ひだまり理事 田代常光

NPOひだまりでは、成年後見制度が施行されてから、「親なきあとは、親あるうちに」の基本スローガンの下、成年後見制度の勉強会やセミナー・講演会を継続して実施してきました。一昨年(平成29年)は、「成年後見制度にどう向き合い、利用するか」というテーマでミニ勉強会を実施。成年後見制度にもさまざまな問題点があり、「親なきあとの財産管理を考える」との観点から成年後見制度だけに捉われず、もっと多角的に検討しようということで、「家族信託(民事信託)の活用」をテーマに勉強会を実施、更に昨年(平成30年)は、家族信託(民事信託)のグループ勉強会実施と個別相談会を継続して行ってきました。



■ 家族信託(民事信託)とは・・・・? ■

障害をもつ子の生活支援は、多くの場合、親が行っています。もし、その親自身が、高齢になり病気や認知症、あるいは死亡して子の支援ができなくなった時、誰がこの子の支援をしてくれるのか?・・・親の心配はとても大きく尽きることはありません。

できれば、親としては自分自身が生きているうちに、この子への財産の承継と管理を信頼できる人に"しっかりと託しておきたい・おければ・・・"というのは親の希望であり、願いでもあります。・・・そしてその仕組みの一つこそが家族信託(民事信託)です。

(さらに、家族信託なら、この子のために託した財産の残余分の清算処分先も親=自分が 生存中に予め贈与先や寄付先を指定しておくこともできます。)

家族信託は、家族でできる新しい財産承継・財産管理として今注目を集めてきています。 昨年は、「ひだまり」での勉強会や相談会だけでなく、千葉市自閉症協会や市川市社会福祉 協議会をはじめ多くの場所で家族信託(民事信託)の勉強会やセミナーが実施されていま す。

家族信託の勉強会に出席されたことの無い方、もう少し勉強を深めてみたい方、具体的



にこの子のための相続対策、財産承継や管理について 相談してみたい等々お考えの方は、是非「ひだまり」に ご連絡を戴きたいと思います。お待ちしています!!

なお今年度、「ひだまり」では家族信託だけでなく、 生命保険信託や特定贈与信託、信託会社の活用、受託者 として一般社団法人の設立・活用など、信託の実践的な 活用をテーマとして検討を重ねて行きたいと考えてい ます。本年もどうぞ宜しくお願いします